

2022年2月22日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
 代表者名 代表取締役社長 白 岩 直 人
 (東証・コード：7172)
 問合せ先 取締役管理本部長 杉 本 健
 (TEL. 03-6550-9307)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月29日に開催予定の当社第16回定時株主総会に、以下のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

(2) 補欠監査役に関する規定の新設

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|------------------------------|
| 第1条～第14条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。)に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | 第1条～第14条 (現行どおり) <削除> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p><新設></p> <p>第 16 条～第 31 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 34 条～第 46 条 (条文省略)</p> | <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4. 前項の補欠監査役の選任の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として株主総会で選任された監査役の任期は、当該退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第 3 項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとする。</u></p> <p>第 34 条～第 46 条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| <新設> | <p>(附則)</p> <p><u>第1条 変更前定款第15条の削除及び変更後定款第15条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2.前項にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日に開催する株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>3.本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。</u></p> |

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年3月29日（予定） |
| 定款変更の効力発生予定日 | 2022年3月29日（予定） |

本件に関する問合せ先
 広報・IR室
 TEL：03-6550-9307

以 上